

# 「子ども・若者育成支援推進法に基づく対応方針」の取組状況(令和3年度)

| 取組の方向                                                                                                                                                 | R3具体的な取組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 課題                                                                                                                                                                                                                                                        | R4取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 担当局・課                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| <b>(2) 社会生活を円滑に営むことが困難な子供・若者の支援</b>                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                      |
| <b>ア 子供と家庭に対する切れ目ない見守り・支援</b>                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                      |
| ○ 福祉と教育の情報共有など、就学前から、子供たちを多面的・継続的に見守り、予防的に支援する仕組みを構築します。                                                                                              | ・府中市においてはAIモデルやアプリケーションの開発、海田町において試験的分析、三次市においてネウボラのデジタル化を進めました。<br>・府中町において正解データや入力データを増やす取組を進め、AIモデルの精度向上を図りました。<br>・府中町において支援の基準に基づきAIの予測するリスクが高い家庭の状況を確認し、支援を届ける取組を試験的に行いました。                                                                                                                                                                                              | ・府中町においては、学校のデータを含めて分析を行う必要があります。<br>・先行する府中町における取組の成果や課題を踏まえ、他の3市町に対し、伴走型支援を行う必要があります。                                                                                                                                                                   | 府中町、府中市においては、把握したリスクを基に必要な支援を届ける取組を試験的に進めるとともに、海田町においてはAIシステムの開発を、三次市においてはデータ分析を行います。                                                                                                                                                                                                                                                              | 子供未来応援課              |
| ○ 専門職の確保や人材育成、市町へのアドバイザーの派遣等により、「子ども家庭総合支援拠点」の全市町への設置を促進します。                                                                                          | 市町に子ども家庭総合支援拠点が設置されるようアドバイザー派遣、研修を実施した結果、令和4年4月時点で、22市町に設置されました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 残り1町の設置について、専門職の確保等が難しい状況があります。                                                                                                                                                                                                                           | 残り1町に子ども家庭総合支援拠点が設置されるよう、引き続き市町アドバイザー派遣等で支援します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 子ども家庭課               |
| <b>イ 不登校の子供等への支援</b>                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                      |
| ○ SSR（スペシャルサポートルーム）の整備や、フリースクールとの連携などを含めた、多様な学びの場の提供を通じて、学校・社会とのつながりが途切れないための居場所づくりを進めるとともに、個々の児童生徒の状況に応じた学習支援を充実させるなど、不登校等児童生徒に対応する支援を充実させます。        | ・不登校SSR推進校を21校（小6校・中14校・義1校）に拡充し、SSRの設置を広げるとともに、県教育委員会の指導主事が週1日、終日訪問してサポートしたことから、一人一人の児童生徒の状況をより細やかに把握できたり、個々の興味・関心に応じた学習内容を提供したりするなど、SSRを利用する児童生徒への支援内容を充実させることができ、県内全体では不登校児童生徒は増加傾向にあるなか、令和2年度の推進校11校中9校で、前年度以下という結果が出ています。<br>また、県内の不登校等児童生徒を支援している団体等と市町教育委員会及び県教育委員会の3者による情報共有会を開催し、不登校等児童生徒への取組についての意見交換を行い、児童生徒が安心して居場所づくりの内容や方法の充実を図りました。                             | ・校内に設置したSSRや市町の教育支援センターなどつながりがある児童生徒に対する支援は充実させることができたが、自宅等から出てくるのが難しく、学校等の社会と十分につながりがもてない児童生徒に対して支援が届きにくい状況があり、好ましい変化が見られた児童生徒の割合が目録値に達していないため、個々の状況に応じた支援を充実させる必要があります。<br>・市町教育委員会及び県教育委員会と連携は進んでいるものの、学校が、不登校等児童生徒を支援している団体と連携する仕組みが十分に整っていない状況があります。 | ・不登校SSR推進校を33校（小7校・中25校・義1校）に拡充し、SSRでの取組を広げるとともに、学校の組織全体としての取組内容や方法を、SSR運営ガイドブックの作成や市町教育委員会主催研修への講師派遣等を通じて、県全体へ広げていきます。<br>・県の教育支援センターの機能を強化し、不登校や不登校傾向の児童生徒、とりわけ、学校等と十分につながりがもてない児童生徒に対し、対面とオンラインの両面による社会とつながる場を提供し、個々の状況に応じた学びを進めることを通じて、社会的な自立に向けた支援を行います。<br>・県内の不登校等児童生徒を支援している団体等との情報共有会について、学校も交えて開催し、具体的な連携方法等も視野に入れ、情報共有の在り方について交流・協議します。 | 個別最適な学び担当            |
| ○ SC及びSSWの人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制を充実させます。                                                                                                           | ・各職能団体等において広報活動を行い、SC及びSSWの人材確保を図り、SCを県内全ての中学校に配置し、併せて校区内の小学校に派遣するとともに、全県立高等学校に配置しました。また、要請に応じて県立特別支援学校への派遣を行いました。SSWについては、中学校区、高等学校への配置数を増やし、拡充を進めました。さらに、スーパーバイザー等を活用した連絡協議会（研修）、学校訪問等を開催し、専門性の向上に取り組むなど、教育相談の充実を図りました。                                                                                                                                                      | ・相談件数が年々増加するに伴い、各学校から配置や配置時間数増の要望が増えるとともに、コロナ禍における家庭環境の変化や心の問題等により、複雑化・多様化する課題に対応できるよう、更なる人材確保及び専門性の向上、配置時間数の見直しを行う必要があります。                                                                                                                               | ・小中連携の充実を図るため、SCを全ての小・中学校に配置、派遣するとともに、全ての県立高等学校への配置、要望に応じた特別支援学校への派遣を行い、教育相談体制の充実を図ります。SSWについては、配置校数の更なる拡充、配置時間数を増やします。<br>・各種職能団体に加え、大学等の関係機関等と連携し、幅広く福祉の専門家へ広報することにより、希望者の掘り起こしを図るとともに、退職教職員への働きかけ等を行うなどして、人材の確保を図ります。                                                                                                                           | 豊かな心と身体育成課           |
| <b>ウ ひきこもりの子供・若者、若年無業者（ニート）への支援</b>                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                      |
| ○ ひきこもりの早期発見、早期支援につなげるため、民生委員・児童委員など地域において支援に携わる方に、ひきこもり相談支援センターの業務内容の周知を図るほか、18歳以上を対象とする、ひきこもり相談支援センターと学齢期の長期欠席に対する情報の共有方法について、検討を進めます。              | ・ひきこもり相談支援センターの業務等については、ホームページや各種研修会等で継続的に周知を図りました。<br>・広島ひきこもり相談支援センター実務者会議において、継続的に教育委員会と連携し、18歳未満の相談対応等について検討しました。                                                                                                                                                                                                                                                          | ・ひきこもり相談支援センターでは、18歳以上を対象としており、学齢期の相談については、教育委員会と連携を図り、適切な支援方法について、引き続き検討していく必要があります。                                                                                                                                                                     | ・引き続き、ひきこもり相談支援センターの業務等については、ホームページや各種研修会等で継続的に周知を図ります。<br>・広島ひきこもり相談支援センター実務者会議において、継続的に教育委員会と連携し、18歳未満の相談対応等について検討します。                                                                                                                                                                                                                           | 疾病対策課<br>（個別最適な学び担当） |
| ○ ひきこもり相談支援センター等で相談支援を行う職員に対する実践的な研修等により、人材育成・確保に取り組むほか、ひきこもり相談支援センターと関係機関による連絡協議会の開催などにより、関係機関の連携強化に取り組みます。                                          | ・引き続き、ひきこもり支援を適切に行える人材を育成し、ひきこもり支援の質の向上を図りました。<br>・アウトリーチ支援の継続や居場所づくり等について検討しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ・ひきこもりの状態にある本人及びその家族等に必要支援が適切に提供される体制について引き続き検討する必要があります。                                                                                                                                                                                                 | ・引き続き、ひきこもり支援を適切に行える人材を育成し、ひきこもり支援の質の向上を図ります。<br>・居場所を設置します。また、アウトリーチ支援の継続等について検討します。                                                                                                                                                                                                                                                              | 疾病対策課                |
| ○ 高校中途退学者を含むニートの就業促進を図るため、広島地域若者サポートステーション（若者交流館）において、本人や家族への相談支援や、職場見学・作業体験、関係機関との連携の推進を図るほか、ひろしましごと館において、キャリアコンサルティングなど、若者の職業的自立に向け、きめ細やかな支援を推進します。 | ・若者交流館では、支援対象年齢を40歳代にまで拡大し、広島市くらしサポートセンターと連携して、従来のニート（39歳までの若年無業者）のみならず、就職氷河期世代を含めた生活困窮者も就労支援の対象として、関係機関と連携を図り、適切な支援機関の活用等を図りながら、相談者の早期の自立を促進してきました。<br>・ひろしましごと館のターゲットとなる就労への意欲はあるものの就労困難な若者への周知を図るため、県HP、SNS、リーフレットなどによる広報や、市町等が主催する合同企業説明会にて出張相談を実施するとともに、きめ細かいキャリアコンサルティングや情報提供等の充実を図り、就職に繋がるよう取組を進めました。<br>・新型コロナウイルスの影響を受け、来館による相談を休止した時期があるものの、ウェブ、電話による対応などで支援を継続しました。 | ・若者交流館は、働くことに悩みを抱えている若者やその家族のために、支援情報が行き届くよう、引き続き、周知活動を実施する必要があります。<br>・ひろしましごと館では、支援を必要とする期間が長期化する傾向があり、就職者数は伸び悩んでいます。また、新型コロナウイルスの影響が続いている中においても、円滑に就職に結びつくよう、引き続き支援を継続していく必要があります。                                                                     | 若者交流館及びひろしましごと館（若年者就業相談コーナー）において、引き続き、きめ細やかな就業支援を推進するとともに、関係機関と連携を進め、支援対象者へ情報が届くよう広報していきます。                                                                                                                                                                                                                                                        | 雇用労働政策課              |
| ○ 生活困窮者自立支援制度に基づく事業について、市町への助言や好事例の情報共有などにより、円滑な事業実施と任意事業の実施を促進します。                                                                                   | 制度が適切に運用されるよう、市町へ随時助言を行っています。また、市町担当職員を対象に事業の円滑実施と実施促進を目的とした研修会を開催し、好事例などの情報共有を図りました。                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 必要な方に必要な支援が届くよう、任意事業の実施促進及び事業従事者の資質の向上などについて引き続き取り組む必要があります。                                                                                                                                                                                              | 研修の実施などにより事業従事者の資質の向上を図ります。<br>また、研修などの機会を活用しながら取組事例などを情報共有し、円滑な事業実施と任意事業の実施を促進していきます。                                                                                                                                                                                                                                                             | 社会援護課                |
| ○ 「子ども・若者支援協議会」を活用し、保健医療、教育、福祉、雇用といった個別分野の枠を超えた情報共有や連携・協力の促進、構成団体における支援内容の充実を図る取組を推進します。                                                              | ・支援機関・団体を掲載しているマップの広報を行い、構成員相互の情報共有やネットワーク化の支援を行いました。<br>・支援に携わる方等を対象とした、講習会を2回開催し、人材育成支援を行いました。                                                                                                                                                                                                                                                                               | 支援機関・団体相互のネットワークは、一定程度形成されつつありますが、生活上困難を抱える子供若者が、速やかに適切な支援につながるよう、さらに連携を図っていく必要があります。                                                                                                                                                                     | ・会議の機会や広報を通じ、支援機関・団体相互の情報共有や連携促進が図られるよう、引き続き取り組みます。<br>・支援機関・団体のニーズ等を踏まえ、実務者会議及び講習会を開催し、支援の充実につながるよう取り組みます。                                                                                                                                                                                                                                        | 県民活動課                |
| <b>エ 非行防止・立ち直り支援</b>                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                      |
| <b>(共通)</b>                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                      |
| ○ 学校や地域との連携強化により、小・中学生に対し、社会生活におけるマナーとルールを守るという規範意識の醸成を図ります。                                                                                          | 警察署及び少年サポートセンターによる学校等関係機関と連携した犯罪防止教室や少年警察ボランティアによる少年非行防止活動を行い、子供の規範意識の醸成を図りました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 次代を担う子供の健全育成を図るため、今後も、低年齢の子供に対する規範意識の醸成を図る取組を継続する必要があります。                                                                                                                                                                                                 | 警察署及び少年サポートセンターによる学校等関係機関と連携した犯罪防止教室の実施や少年警察ボランティアによる少年非行防止活動の促進を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                             | 少年対策課                |
| ○ 少年サポートセンターを中心として、継続補導や、少年サポートルームの開催など、各種立ち直り支援を継続的に実施し、効果的な非行防止対策を推進していきます。                                                                         | 少年サポートセンターを中心とした継続補導、学習支援や体験活動などを行う少年サポートルームの開催、サポート会議の実施など、各種立ち直り支援を継続的に実施し非行防止対策を実施しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 再非行少年が減少傾向にあるが、非行少年総数の約5割を中学生以下が占めており、低年齢少年への再非行防止対策を継続する必要があります。                                                                                                                                                                                         | 引き続き少年サポートセンターを中心として継続補導や少年サポートルームによる居場所づくりや学習支援など各種立ち直り支援活動を実施します。                                                                                                                                                                                                                                                                                | 少年対策課                |
| ○ 広島県青少年健全育成条例に基づき、青少年に有害な環境の改善を図るため、立ち入り調査や広報啓発活動を推進します。                                                                                             | 条例に基づき、書店、コンビニ、ゲームセンター、カラオケ、ネット通信機器の取扱店等への立ち入り調査を県内434か所で行い、自主規制の実施状況等の調査・指導を実施しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 店舗などに加え、インターネット利用においても、青少年を有害な環境から守るための取組を推進する必要があります。                                                                                                                                                                                                    | ・市町と連携した店舗への立ち入り調査や業界団体への働きかけ等を通じて、事業者への改善指導や啓発を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 県民活動課                |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| <p>○ (公社)青少年育成広島県民会議や市町などと連携し、非行防止などに関する啓発活動を推進します。</p>                                                                                                                                                                                                                                 | <p>7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び11月の「子供・若者育成支援推進強調月間」にあわせ、青少年の非行防止と保護やあいさつ・声かけ運動等の推進のための啓発を市町や青少年育成団体と協働して、集中的に実施しました。</p>                                                                                                                                                                | <p>若年層のコミュニケーションツールとして、SNSが広く普及するなど、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえた効果的な広報啓発を推進する必要があります。</p>                                                                         | <p>7月及び11月の月間行事にあわせ、市町や青少年育成団体と連携した取組や、ホームページ、SNSを活用した広報啓発を行います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>県民活動課</p>                  |
| <p>○ 再非行を防止するため、就労体験などの取組により、実際の雇用につながる協力雇用主の確保や、一般就労が困難な青少年を福祉的支援につなぐ取組について検討します。</p>                                                                                                                                                                                                  | <p>・刑事司法手続終了者に対する伴走型の就労支援・職場定着支援を新たに実施しました。<br/>・少年サポートセンターの案内パンフレットを保護観察所および少年院等に配布しました。</p>                                                                                                                                                                                        | <p>少年が自力で様々な支援制度に関する情報を入手し、活用することは難しいと考えられるため、関係機関と連携し、支援情報が届き、活用されるよう取組む必要があります。</p>                                                                   | <p>就労支援を継続するとともに、国が行う協力雇用主の登録促進のための広報活動への協力や、福祉制度等について国への情報提供を行います。</p>                                                                                                                                                                                                                                               | <p>県民活動課</p>                  |
| (教育関連)                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                               |
| <p>○ 課題を抱える学校に対し、スクールサポーターを配置し、校内における児童・生徒の問題行動に対する指導・助言や、児童・生徒からの相談に対応することにより、児童生徒が安全に、安心して学べる教育環境を確立し、少年犯罪等の防止、及び青少年の健全育成を推進します。</p>                                                                                                                                                  | <p>・課題を抱える学校において、スクールサポーターが校内巡視や声掛け等を行い、その専門的な観察力や洞察力により問題行動を早期に把握し、個に応じた支援につなげました。また、関係諸機関によるケース会議等を通して、情報交換や役割分担を行い、協働的な支援を行いました。</p>                                                                                                                                              | <p>・長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭の経済状況や家族関係が変化し、児童生徒が抱える課題が一層多様化・複雑化しており、警察をはじめとした関係機関との連携を図り、それぞれの立場による専門性を生かした適切な対応や支援を行って行く必要があります。</p>                   | <p>・学校警察連絡協議会や学校警察相互連絡制度の効果的な運用、関係諸機関等を含めたケース会議等を通して、児童生徒の個々の特性や家庭環境等の背景を踏まえ、それぞれの立場による専門性を生かした支援を行うよう、更なる協働体制の確立を推進します。</p>                                                                                                                                                                                          | <p>豊かな心と身体育成課<br/>(少年対策課)</p> |
| <p>○ 市町におけるスクールサポーターの配置拡充に向けた働きかけを推進するとともに、スクールサポーターの運用がより効果的なものとなるよう学校との連携強化を図ります。</p>                                                                                                                                                                                                 | <p>市町へのスクールサポーターの配置拡充に向けた働きかけを行うとともに、学校・教育委員会と連携し、スクールサポーターの効果的な運用を図りました。</p>                                                                                                                                                                                                        | <p>引き続き、拡充に向けた働きかけと、効果的な運用を図る必要があります。</p>                                                                                                               | <p>市町へのスクールサポーターの配置拡充に向けた働きかけを実施するとともに、課題を抱える学校との連携を強化し、スクールサポーターによる犯罪防止教室や、いじめ及び非行防止を目的とした見守り活動など、スクールサポーターの効果的な運用を図ります。</p>                                                                                                                                                                                         | <p>(豊かな心と身体育成課)<br/>少年対策課</p> |
| <p>○ 公立学校において、非行防止教室を実施し、児童生徒が犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、児童生徒の非行防止に係る指導の充実を図ります。</p>                                                                                                                                                                                                           | <p>・全ての公立学校において、SNS等現在の児童生徒を取り巻く実態に応じた内容の非行防止教室を実施し、開催時期についても、夏休み前までに開催するなど、工夫を行いました。</p>                                                                                                                                                                                            | <p>・SNSをはじめ、児童生徒が巻き込まれる犯罪や非行の実態も多岐にわたるため、関係機関と連携を図りながら、取組を進める必要があります。</p>                                                                               | <p>・複雑化・多様化する児童生徒を取りまく実態に応じた指導や支援が行えるよう、関係機関と連携し、非行防止教室のテーマに応じた専門性の高い講師を招聘するなど、取組内容の充実を図ります。</p>                                                                                                                                                                                                                      | <p>豊かな心と身体育成課<br/>(少年対策課)</p> |
| (児童家庭福祉関連)                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                               |
| <p>○ 広島学園の入所児童の自立を支援するため、関係機関と連携して自立に向けた生活支援や学習支援と合わせて行動様式を学ぶプログラムを実施し、社会適応をサポートします。また、義務教育終了後に支援を要する子供の生活の安定と自立を支援する「自立援助ホーム」について、圏域や地域の児童人口に配慮して、設置を促進します。</p>                                                                                                                        | <p>関係機関と連携し、生活支援、学習支援および行動様式を学ぶプログラムを実施しました。また自立援助ホームの設置に向け、事業者の説明等を積極的にを行い、設置の準備に取り組みました。</p>                                                                                                                                                                                       | <p>入所児童の課題解決および社会適応のサポートを継続する必要があります。</p>                                                                                                               | <p>関係機関と連携し、生活支援、学習支援および行動様式を学ぶプログラムを実施しています。また、予定通り、県東部に2所の自立援助ホームを設置し、事業を開始しています。</p>                                                                                                                                                                                                                               | <p>こども家庭課</p>                 |
| (薬物関連)                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                               |
| <p>○ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動やヤング街頭キャンペーン、薬物乱用防止教室等により、普及啓発活動を推進します。</p>                                                                                                                                                                                                                          | <p>啓発ポスターの掲示、リーフレットの配架、国連募金への協力等、薬物乱用防止啓発活動を実施しました(ヤング街頭キャンペーンは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止)。</p>                                                                                                                                                                                          | <p>若年層の大麻乱用の拡大が懸念されているため、大麻の危険性について正しい情報を啓発する必要があります。</p>                                                                                               | <p>近年、インターネットを中心とした誤った情報の流布等も一因となって、大麻事犯による検挙人員が増加しているため、主に大麻の危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法などを周知します。</p>                                                                                                                                                                                                                   | <p>薬務課</p>                    |
| <p>○ 関係機関・団体と緊密な連携を図り、相談支援、依存者への個別専門指導、支援人材の育成などを進めるとともに、県内の関係医療機関の薬物依存治療の現状把握を行い、依存症者の受け入れ促進に向けた検討を行います。</p>                                                                                                                                                                           | <p>相談員による個別相談及び月一回依存症専門医師相談、県内2か所月一回の家族教室実施、県福山庁舎・県庁での出張相談、支援者・当事者家族向け研修会の実施、少年矯正施設や保護観察所等関係機関への技術支援、国立精神神経医療研究所の研究協力、回復施設の連携を行いました。</p>                                                                                                                                             | <p>当事者・家族が相談のできる県内支援機関が少ないため、通いやすい相談先を確保する必要があります。</p>                                                                                                  | <p>関係機関・団体との連携をより緊密にし、当事者・家族の相談支援に対して回復プログラムの取組みを支援します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>薬務課</p>                    |
| (3) 地域社会における支え合いの推進                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                               |
| <p>○ 地域住民と民生委員・児童委員、企業・ボランティア、NPO、まちづくり協議会等、多様な主体が連携・協働して、住民の抱える課題の重篤化の抑制やコミュニケーションの増加、共助による支え合いを進めます。</p>                                                                                                                                                                              | <p>・令和2年度モデル地域の活動継続及びモデル地域を追加して実施しました。<br/>・地域主体活動や市町の包括的な相談支援体制構築に向けて市町職員等への研修会を開催しました。<br/>・平成30年豪雨地域支え合いセンターのノウハウ活用等による包括的な相談支援体制の構築に取り組む市町への支援を実施しました。(市町へ定期訪問して、技術的助言や意見交換・勉強会等)</p>                                                                                            | <p>・人口減少・少子高齢化等による核家族化や単身世帯等の家族機能の変化、また、地縁等の脆弱化により共同体機能が低下しています。<br/>・個人・世帯が抱える生活課題の複雑化・多様化(8050、ダブルケア、社会的孤立など)しているため、行政や専門職等も協働して課題解決に取り組む必要があります。</p> | <p>・県内5地域でモデル地域の活動継続及びモデル事業の効果検証を実施します。<br/>・地域主体活動や市町の包括的な相談支援体制構築に向けて市町職員等への研修会・市町連絡会議を開催します。(開催5回・夏季～年内開催)<br/>・平成30年豪雨地域支え合いセンターのノウハウ活用等による包括的な相談支援体制の構築に取り組む市町への支援を実施します。(市町へ定期訪問して、技術的助言や意見交換・勉強会等)<br/>・現行の地域福祉支援計画について、その取組状況や進捗を把握するとともに、次期計画の策定に向けて、住民や専門職の「つながり」について県内市町における具体的な課題等を把握するため、実態調査を実施します。</p> | <p>地域共生社会推進課</p>              |
| <p>○ 地域の見守り活動の推進、民生委員・児童委員の確保、地域の担い手の養成など、見守り合い・支え合いの推進に取り組めます。</p>                                                                                                                                                                                                                     | <p>・広島商工会議所ホームページに「民生委員・児童委員として活動してみませんか?」を掲載しました。<br/>・広島産業保健総合支援センターに企業等に広く周知するよう、協力を依頼しました。<br/>・県職員退職予定者説明会、県職員退職者広報誌「ふれあい」への掲載等を実施しました。</p>                                                                                                                                     | <p>企業等の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不在などにより、依然として、なり手不足が課題となっています。</p>                                                                                      | <p>民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに向け、広く県民等に対して、地域住民や各種相談機関等の専門機関等にとって重要な役割を担っていることや、その活動内容などについて普及啓発し、引き続きなり手不足の解消を図っていきます。</p>                                                                                                                                                                                                | <p>子ども家庭課<br/>地域共生社会推進課</p>   |
| (4) 安全・安心なインターネット利用環境づくり                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                               |
| <p>○ 外部の専門団体とのさらなる連携を図り、効果的な違法・有害情報に対する取り締まり、捜査を実施するとともに、サイバー防犯ボランティア等の関係機関と連携し、学生・児童・保護者・教員等に対する被害防止教室の開催等による広報啓発活動を推進します。</p>                                                                                                                                                         | <p>違法・有害情報に対する捜査・取締りを実施するとともに、サイバー防犯ボランティア、大手通信事業者、関係機関等と連携し、犯罪防止教室の開催により、インターネットの適切な利用等の啓発活動を実施しました。</p>                                                                                                                                                                            | <p>インターネットの普及に伴い、違法・有害情報に接する機会が増えることから、取締りや広報啓発活動を推進する必要があります。</p>                                                                                      | <p>違法・有害情報の収集に努め、捜査・取締りを推進するとともに、サイバー防犯ボランティア、大手通信事業者、関係機関等と連携し、犯罪防止教室の開催、SNSを利用した広報啓発活動を推進します。</p>                                                                                                                                                                                                                   | <p>サイバー犯罪対策課<br/>少年対策課</p>    |
| <p>○ インターネット上で、援助交際を求める等の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起メッセージ等を投稿して広報啓発を行うとともに、書き込みを行った青少年を補導し、少年や保護者に直接注意や指導を行うことにより、福祉被害を未然に防止します。</p>                                                                                                                                                  | <p>インターネット上で援助交際を求める等の不適切な書き込みに対して、サイバー防犯ボランティアと連携しサイバーパトロールを行い、SNS事業者等に削除依頼を行うとともに、対象アカウントに注意喚起を行いました。</p>                                                                                                                                                                          | <p>SNSに起因した子供の犯罪被害は依然として発生していることから、引き続き、サイバーパトロールを強化し、被害の未然防止活動を推進する必要があります。</p>                                                                        | <p>インターネット上で援助交際を求める等の不適切な書き込みに加え、家出誘引等に対して、サイバー防犯ボランティアと連携し、サイバーパトロールを実施します。</p>                                                                                                                                                                                                                                     | <p>サイバー犯罪対策課<br/>少年対策課</p>    |
| <p>○ 「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」を開催し、スマートフォンやインターネットに係るトラブルへの対応等について、関係機関と意見共有し、今後の児童生徒への指導の在り方等を協議します。</p>                                                                                                                                                                                      | <p>児童生徒の身の回りに起こる、SNSを介した様々なトラブルなどの状況を把握し、PTAなどの関係団体と連携を行い、各学校におけるインターネット等の利用やSNS等の利用及び投稿に関する注意喚起に係る支援を行いました。</p>                                                                                                                                                                     | <p>SNSへの投稿による誹謗中傷やプライバシーの侵害等様々なトラブルが発生しており、携帯電話等やインターネット利用の危険性等を周知する指導を継続する必要があります。</p>                                                                 | <p>携帯電話等の使用における課題について、具体的な状況を把握し、関係団体との情報共有を図ることにより、引き続き種々の課題に応じた指導や支援の充実に努めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                   | <p>豊かな心と身体育成課</p>             |
| <p>○ 中学校の入学説明会等の機会を捉え、保護者を対象とするフィルタリング利用や家庭でのルールづくりを推奨する啓発活動を実施しました。<br/>・親子への適正なインターネット利用啓発を目的として、県内の中学校1年生に「自撮り被害防止」に関するリーフレットを配布し、小学4年生には「インターネット適正利用」に関するリーフレットを配布しました。<br/>・春の進級・進学を前に、県警・通信事業者と連携して、子供と保護者のためのスマホ安全利用講座をオンラインで開催しました。<br/>・インターネットの普及に伴う諸課題の把握のため、実態調査を行いました。</p> | <p>・中学校の入学説明会等の機会に、保護者を対象としたフィルタリング利用や家庭でのルールづくりを推奨する啓発活動を実施しました。<br/>・親子への適正なインターネット利用啓発を目的として、県内の中学校1年生に「自撮り被害防止」に関するリーフレットを配布し、小学4年生には「インターネット適正利用」に関するリーフレットを配布しました。<br/>・春の進級・進学を前に、県警・通信事業者と連携して、子供と保護者のためのスマホ安全利用講座をオンラインで開催しました。<br/>・インターネットの普及に伴う諸課題の把握のため、実態調査を行いました。</p> | <p>・インターネットの利用に係る被害等から子供を守るため、今後も、継続して啓発活動を推進する必要があります。<br/>・インターネット利用の低年齢化や情報通信環境の変化に対応した啓発を実施する必要があります。</p>                                           | <p>・犯罪防止教室や入学説明会等のあらゆる機会を捉えて、インターネットの適切な利用やフィルタリング普及促進のための啓発活動を推進します。<br/>・運転免許センターにおいて、インターネットの適切な利用啓発にかかるポスターの掲示や、マツダスタジアムのオーラビジョンを利用したフィルタリングに関する広報を行うなど、インターネットの利用に係る被害防止に向けた広報活動を実施します。<br/>・啓発リーフレットの配布や講演会の開催などにより、子供の発達段階に応じた啓発と、保護者等に対するペアレンタルコントロールの重要性等に関する啓発を実施します。</p>                                   | <p>県民活動課<br/>少年対策課</p>        |